茨城 IBARAKI

mito@mainichi.co.jp

水戸支局
〒310-0011
水戸市三の丸1の5の18
029・221・3161 FAX029・232・0438
つくば支局 029・851・0166
日立通信部 0294・22・5555
土浦通信部 029・821・0214
古河通信部 0280・32・0476

広告は
茨城毎日広告社
本社(水戸) 029・225・2001
土浦営業所 029・823・2001
購読は 0120・468・012
インターネット
毎日新聞ニュース
http://mainichi.jp/
茨城のニュース
http://mainichi.jp/ibaraki/

東海第2過酷事故 放射性物質拡散予測

最大17万人が避難

県は28日、日本原子力発電東海第2原発で過酷事故が発生した場合の放射性物質の拡散予測を公表した。最大で約17万人が、即時避難や1週間以内に避難する「一時移転」の対象となった。県は予測を踏まえて避難に必要な車や要員の充足を調べる方針。ただ識者や避難計画を作る基礎自治体からは「予測はある一つのシナリオにすぎない」という冷めた見方も出る。【木許はるみ】

県、車や要員数など検証へ

県は、広域避難計画の策定を要する30キロ圏内への影響を調べるため、「30キロ周辺まで避難・一時移転が生じ、対象区域が最大となる事故」が起きた想定で拡散を予測するよう原電に要請した。原電は「工学的には考えにくい」とした上で、安全対策設備が一斉に機能喪失して炉心が損傷し、敷地内高台にある可搬型ポンプ車以外の安全対策が機能しない事故を想定。風向きや降雨などの条件で場合分けした。

5～30キロ圏の緊急防護措置区域（UPZ）で空間線量が毎時20マイクロシーベルトとなり、国の原子力災害対策指針で定める一時移転の対象となる地域の住民数は、気象条件によりゼロから約10万5200人。南西への風と雨が長時間継続した場合が最大で、ひたちなか市で約7万1600人、那珂市で約3万3600人。続いて北方面に風が吹き続けた場合が多く、日立市の約9万2100人。このほか常陸太田、常陸大宮、水戸の3市も対象になった。いずれの場合も、全域が半径5キロ圏内の予防防護措置区域（PAZ）に含まれる東海村などの約6万4500人は即時避難するため、避難対象は最大で約16万9600人となる。

6市を除くUPZ内7市町はいずれの気象条件でも対象にならなかった。数時間以内の避難が必要になる毎時500マイクロシーベルトに達する区域は海上では最大6キロ付近まで及んだが、陸上のUPZではなかった。

拡散予測を巡っては、原子力規制委員会が2012年に福島第1原発事故と同様の事故が起きた場合の想定地図を公表したが、国際基準で緊急避難が必要な最も遠い地点を示したもので拡散範囲は示されなかったため、県は独自の予測を行った。

県は今回の予測を基に、避難に必要なバスや福祉車両、防護服や線量計などの資機材、防災要員の数を検証する。大井川和彦知事は28日の定例記者会見で「最大17万人の避難に対応できる避難計画を準備すれば、実効性を担保したと言える」との考えを示した。また「新規制基準による安全対策を考えると17万人の避難が想定される事故はほぼ想定できない」「（30キロ圏内に住む）約92万人が直ちに避難することはあり得ないことが明らかになった」と述べた。

県が検証を依頼した第三者委員会は、今回の予測を「おおむね妥当」とした一方で、複数の想定で影響を追加評価することが望ましいと結論付けた。

「全ての前提」に異論も

今回の予測を「全ての前提となる」という見解を示した大井川和彦知事に対し、30キロ圏内の全人口を対象とした避難計画を作る基礎自治体には異論もある。

水戸市は南西方面に風が吹く場合のみ一時移転が生じ、約5万9000人が対象となった。高橋靖市長は、気象条件などで「大きく違う結果にならなくても差は生じる。（対象拡大は）十分にあり得る」とし、全地域の避難計画を策定するとした。一方、「約92万人の一斉避難に至っていないことは注目の必要がある」とも指摘した。

避難対象者が自治体別で最多となった日立市の担当者は取材に、「拡散予測は特定の条件で算出された一つの結果でしかなく、避難計画の前提にはできない」と述べる。第三者委員会が提言した追加評価についても「やる度に結果が違うものについて市としてどこまで根拠にしてよいものか」と懐疑的な見方を示した。

日本原子力発電による拡散予測

（いずれも県提供）

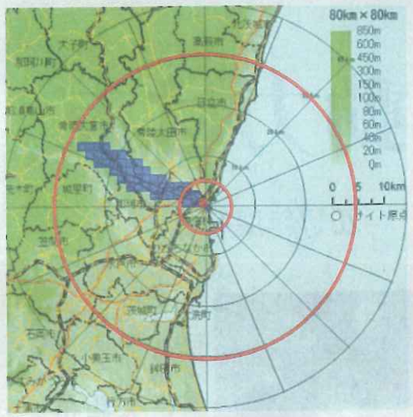

北西への風と雨が長時間継続した場合
一時移転の対象が30キロ付近に達した

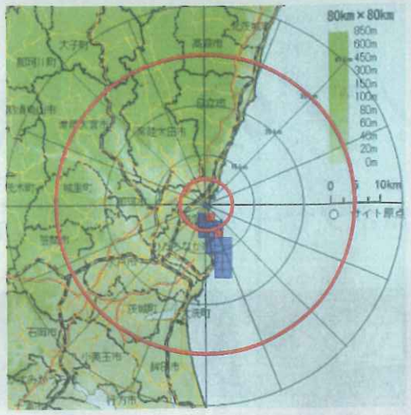

南方への風と雨が長時間継続した場合
空間線量が毎時20マイクロシーベルトとなる区域は海上に分布し、一時移転の対象者は発生しなかった

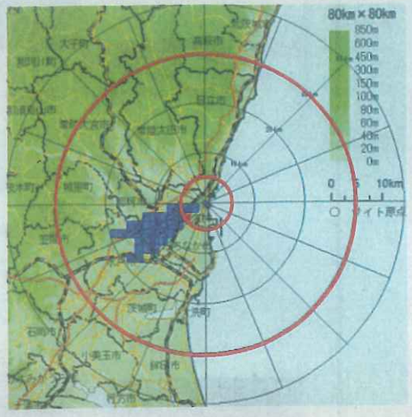

南西への風と雨が長時間継続した場合
青色の1週間以内に避難する「一時移転」の対象が那珂市とひたちなか市に及び、即時避難する東海村などと合わせて最大約17万人が避難対象となった。内側の赤円は5キロ圏内の予防防護措置区域（PAZ）、外側の赤円は5～30キロの緊急防護措置区域（UPZ）を示す

「最悪」想定されていない

東京女子大・広瀬弘忠名誉教授

避難計画の実効性の検証材料としては他の想定とは言い切れず、避難計画の検証材料にはならない。委員に災害対策の専門家がおらず、そうした指摘が出なかったのだろう。

その第三者委でさえ「事故シナリオが1種類のみ示されている」と指摘しているが、仮に第三者委の提言に沿って複数の想定で追加評価をしても、別の単一シナリオがばらばらに示されるに過ぎない。

県には、今回の想定よりもっとひどいことが起きるという観点で住民を保護するスタンスが求められる。【聞き手・木許はるみ】

原発立地県が行っていない「特異な例」（県原子力安全対策課）という拡散予測についてどう考えるべきか。原発の避難計画に詳しい東京女子大の広瀬弘忠名誉教授（災害リスク学）に尋ねた。

◇ ◇

一番の問題は、日本原子力発電が「工学的には考えにくい」と繰り返し説明し、そもそも被害が生じるような事故が起きない前提に立っていることだ。福島第1原発事故を踏まえて対策をしようとしているのに、これでは事故を起こした東京電力と同じではないか。

福島の事故後に安全対策は強化されたが、（機能すると想定されている可搬型ポンプ車を含む）全てが被害を受ける状況が起こらないと言えないことに本質的な変わりはなく、UPZ（緊急防護措置区域）の全員が避難することもあり得る。

第三者委員会は「厳しい条件を想定していて妥当」としているが、今回は最悪のケースの

原子炉施設保管 使用済み燃料 県が条例

県は、原子炉施設が保管する使用済み燃料に対して新たに課税する核燃料等取扱税条例案を県議会12月定例会に提出する。使用済み核燃料の県外搬出を促進させるほか、原子力災害に対応する税収増を見込む。

条例は1999年度に成立し、5年ごとの適用期間を更新してきた。再処理施設で保管する使用済み燃料は現在の条例でも課税対象だが、2024年4月の更新時に原子炉施設での保管を追加する。ウラン重量1キログラム当たり1500円の税率を設定する。

県によると、福井県などが同様の課税を導入していることを参考にした。既に課税対象の原子炉の設置やガラス固化体などの保管も税率を引き上げる。

条例の見直しにより、税収は19～23年度の計62億円の見込みに対し、24～28年度は計118億円と倍増する見通し。県は原子力災害に対応する避難計画の作成や道路整備などに、

県と同

いじめ

県立高校に在学中、同級生からいじめを受けて自殺を図り重傷を負った女性(21)が、県と同級生2人に約860万円の損害賠償を求めた訴訟で、県は28日、同級生と共に計150万円を支払って和解する方針を発表した。

原告側の代理人弁護士によると、同級生のうち1人とは訴訟を継続する。水戸地裁での和解期日は12月26日。代理人は「原告の気持ちを尊重した内容だ」と評価した。

訴状によると、女性は2年生だった2018年4月ごろから、